

第2章 公害等調整委員会における公害紛争の処理

公害紛争処理法が昭和45年11月1日に施行されて以来、平成24年度末までに公害等調整委員会（昭和47年6月30日以前は中央公害審査委員会）に係属した公害紛争事件は、912件である。その内訳は、あっせん事件3件、調停事件718件、仲裁事件1件、裁定事件184件（責任裁定事件113件、原因裁定事件71件）及び義務履行勧告事件6件となっている。これらのうち、終結しているのは、あっせん事件3件、調停事件715件、仲裁事件1件、裁定事件146件（責任裁定事件95件、原因裁定事件51件）及び義務履行勧告事件6件の計871件である（表1-2-1、付録1（117ページ）参照）。

なお、これ以外に公害等調整委員会では、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件において成立した調停条項に基づく付随的な事後手続として、慰藉料額等変更申請を処理している（詳細については本章第1節1(3)（12ページ）参照）。

表1-2-1 公害等調整委員会に係属した公害紛争事件の受付及び終結の状況

(単位：件)

区分 年度	あつせん			調停			仲裁			裁定			義務履行勧告			計			
	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	係属	うち 新規 受付	終結	未済
昭和																			
45・46	0	0	0	8	1	7	0	0	0	-	-	-	0	0	0	8	8	1	7
47	0	0	0	14	2	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	14	2	19
48	0	0	0	36	8	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55	36	8	47
49	0	0	0	20	26	41	0	0	0	6	2	4	0	0	0	73	26	28	45
50	0	0	0	45	22	64	1	0	1	2(1)	1	5(1)	0	0	0	93	48	23	70
51	0	0	0	55	43	76	0	1	0	2	3(1)	4	0	0	0	127	57	47	80
52	0	0	0	62	33	105	0	0	0	0	2	2	0	0	0	142	62	35	107
53	0	0	0	42	89	58	0	0	0	1(1)	2	1(1)	0	0	0	150	43	91	59
54	0	0	0	48	36	70	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	107	48	36	71
55	0	0	0	34	49	55	0	0	0	1	1(1)	1	0	0	0	106	35	50	56
56	0	0	0	45	33	67	0	0	0	0	0	1	0	0	0	101	45	33	68
57	0	0	0	48	40	75	0	0	0	1(1)	0	2(1)	0	0	0	117	49	40	77
58	0	0	0	42	46	71	0	0	0	0	1	1(1)	0	0	0	119	42	47	72
59	0	0	0	31	40	62	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	103	31	40	63
60	0	0	0	31	38	55	0	0	0	1	1	1(1)	0	0	0	95	32	39	56
61	0	0	0	31	61	25	0	0	0	1	0	2(1)	1	0	1	89	33	61	28
62	0	0	0	25	29	21	0	0	0	3	0	5(1)	0	0	1	56	28	29	27
63	0	0	0	14	22	13	0	0	0	1(1)	6(2)	0	0	0	1	42	15	28	14
平成 元	0	0	0	11	18	6	0	0	0	0	0	0	0	0	1	25	11	18	7
2	0	0	0	21	14	13	0	0	0	2(1)	1(1)	1	0	1	0	30	23	16	14
3	0	0	0	5	16	2	0	0	0	1(1)	2(1)	0	0	0	0	20	6	18	2
4	0	0	0	3	1	4	0	0	0	3	0	3	0	0	0	8	6	1	7
5	0	0	0	10	5	9	0	0	0	2	0	5	0	0	0	19	12	5	14
6	1	1	0	2	4	7	0	0	0	2	0	7	0	0	0	19	5	5	14
7	0	0	0	2	2	7	0	0	0	0	0	7	0	0	0	16	2	2	14
8	0	0	0	4	4	7	0	0	0	6(1)	0	13(1)	0	0	0	24	10	4	20
9	0	0	0	1	2	6	0	0	0	4(1)	0	17(2)	1	0	1	26	6	2	24
10	0	0	0	1	1	6	0	0	0	1(1)	15(1)	3(2)	0	1	0	26	2	17	9
11	0	0	0	1	1	6	0	0	0	3	3(1)	3(1)	0	0	0	13	4	4	9
12	0	0	0	2	5	3	0	0	0	2	1	4(1)	0	0	0	13	4	6	7
13	0	0	0	3	3	3	0	0	0	3	1	6(1)	0	0	0	13	6	4	9
14	1	0	1	2	1	4	0	0	0	4(2)	5(1)	5(2)	0	0	0	16	7	6	10
15	1	2	0	2	2	4	0	0	0	8(4)	4(1)	9(5)	0	0	0	21	11	8	13
16	0	0	0	0	2	2	0	0	0	3(2)	3(1)	9(6)	0	0	0	16	3	5	11
17	0	0	0	1	2	1	0	0	0	7(4)	6(4)	10(6)	1	0	1	20	9	8	12
18	0	0	0	0	0	1	0	0	0	6(1)	5(4)	11(3)	0	1	0	18	6	6	12
19	0	0	0	1	1	1	0	0	0	5	3(1)	13(2)	0	0	0	18	6	4	14
20	0	0	0	1	1	1	0	0	0	9(4)	6	16(6)	2	1	1	26	12	8	18
21	0	0	0	1	0	2	0	0	0	23(13)	11(4)	28(15)	0	1	0	42	24	12	30
22	0	0	0	3	4	1	0	0	0	24(11)	15(9)	37(17)	0	0	0	57	27	19	38
23	0	0	0	5	5	1	0	0	0	24(11)	17(6)	44(22)	0	0	0	67	29	22	45
24	0	0	0	5	3	3	0	0	0	23(10)	29(12)	38(20)	1	1	0	74	29	33	41
計	3	3		718	715		1	1		184 (71)	146 (51)		6	6		912	871		

- (注) 1 昭和45・46年度の期間は、昭和45年11月1日～47年3月31日である。
 2 平成8年度の「調停」の受付件数には、分離事件が2件含まれている。
 3 「裁定」の()内の数字は、原因裁定事件数で、内数である。
 4 このほか、不知火海岸における水保病に係る損害賠償調停申請事件に関連し、慰藉料額等変更申請が平成24年度までに555件係属した(表1-2-4参照)。

第1節 平成24年度に係属した調停事件

平成24年度に公害等調整委員会が受け付けた調停事件は、5件であり、これに前年度から繰り越された1件を加えた計6件が24年度に係属し、このうち3件が25年度に繰り越された。また、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関連する慰藉料額等変更申請は、前年度から繰り越された2件に新たに受け付けた2件を加えた4件が24年度に係属した。このうち2件が24年度に終結し、残り2件が25年度に繰り越された。

1 不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件

(1) 事件の概要

本事件は、熊本県から鹿児島県にまたがる不知火海の沿岸の漁民等が、チッソ株式会社水俣工場からの排水に起因した水俣病に罹患し、これによって精神上及び財産上の損害を被ったとして、チッソ株式会社を相手方（被申請人）として、賠償金の支払等内容を求める調停を求めたものである。

現在の調停手続では、水俣病患者の症状等に応じ、患者グループとチッソ株式会社との間の補償協定に定められたA、B、Cの3ランクのいずれに該当するかの判定を公害等調整委員会に求めることとした患者について、ランク付けを行い、各ランクに応じて個々人の補償額等の決定、家族の補償等を中心とした調停を行っている（ランク別の補償額等調停の内容については、表1-2-6参照）。（注）

申請は、昭和46年12月24日以降平成24年度末までに617件（患者数1,553人）となっている（表1-2-2）。

これらの申請は、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号。なお、同法の施行（昭和49年9月1日）前は（旧）公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（昭和44年法律第90号））及び水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法（昭和53年法律第104号）により水俣病と認定された患者又はその遺族からのものである（表1-2-3）。

（注）水俣病患者の補償問題については、昭和48年3月20日、熊本地方裁判所において、原告勝訴判決があり、チッソ株式会社の不法行為責任が認められ、症度等に応じた慰藉料の支払が命じられた。

また、昭和48年4月27日、公害等調整委員会に係属中であった調停申請について、30人の患者とチッソ株式会社との間の調停が成立した。調停内容は、慰藉料については熊本水俣判決と同様の金額としたほか、特別調整手当（年金）の支給等を定めている。

さらに、昭和48年7月9日、訴訟や調停によらず、同社と直接交渉を行って補償問題の解決を図ろうとした患者グループが、同社との間に補償協定を締結した。協定は、上記判決及び調停の内容を踏まえ、患者へのA、B、Cの3ランクに応じた補償に加え、患者の医療及び生活保障のための基金設定を骨子としている。同日、他の患者グループもそれぞれ同じ内容の協定を締結した。その後、更に幾つかの患者グループが同様に協定を締結している。

協定は、それぞれのグループに属する患者について適用されるものであるが、協定締結以降に認定された患者についても、その希望に応じて適用されることになっている。

(2) 事件の処理経過

昭和48年度の第1次調停以来、平成24年度末までに53次にわたる調停を実施し、606件（患者数1,463人）について調停が成立した（表1-2-2）。

(3) 慰藉料額等変更申請

水俣病事件の調停の成立した患者のうち、Bランク及びCランクの生存者の場合には、調停条項の中に、「将来申請人の症状に第1項の(1)及び(4)の金額の増額を相当とするような変化が生じたときは、申請人は、これを理由として、調停委員会に対し、当該金額の変更を申請することができるものとする。」という条項がある（表1-2-6、「(4)調停調書の例」参照）。

第1次調停以降の調停成立者のうちから、この調停条項に基づいてなされた慰藉料額等変更申請を、平成24年度末までに555件受け付け、553件処理した。24年度中に新たに受け付けた申請は2件で、いずれも25年度に繰り越された（表1-2-4、表1-2-5）。

(4) 調停調書の例

Bランク生存者の場合の調停調書の例は、次のとおりである。

なお、Aランク生存者の場合の例は、慰藉料等の金額が異なること、第3項及び第4項（将来の申請人の症状の変化に関する取扱い）相当の定めがないことのほかは、このBランクの例と同様である。また、Cランク生存者の場合の例は、慰藉料等の金額が異なること、第5項（家族の慰藉料支払）相当の定めがないことのほかは、このBランクの例と同様である（表1-2-6）。

[Bランク調停調書の例]

平成〇年（調）第〇号	調 停 調 書
（申請人の住所・氏名）	
大阪市北区中之島3丁目6番32号	
被申請人	チッソ株式会社
上記代表者代表取締役	（ 氏 名 ）
上記当事者間の損害賠償調停申請事件について、当調停委員会は、平成〇年〇月〇日〇時〇分水俣市〇〇会議室において	
調停委員長	（ 氏 名 ）
調 停 委 員	（ 氏 名 ）
調 停 委 員	（ 氏 名 ）
列席し第1回調停期日を開いた。	
申 請 人	（ 氏 名 ）
被申請人代理人	（ 氏 名 ）各出頭
上記期日において明確にした事項は、次のとおりである。	
申請人が調停を求めた事項	
申請人の申請の趣旨とするところは、申請人が被申請人会社水俣工場の排水に起因した水俣病に罹り、これによって精神上、財産上の損害を蒙ったので、これに関する紛争の一切を早期円満に解決するため、妥当な賠償金の支払を含む適切な調停を求めるというにある。	
当委員会は、双方の主張、意見等を検討し、事実の調査をした上、申請人に対し、その精神的苦痛のほか、今後の治療費、過去及び将来の逸失利益、症状とその経過、年齢、職業、収入、その他諸般の事情を斟酌して、慰藉料の支払その他の給付をさせる調停案を作成し、調停を進めたところ、当事者双方は、調停案を受諾し、別紙調停条項のとおり、調停が成立した。	
当事者双方は、それぞれ、本調書の記載が相違ないことを承認し、署名押印した。	

申請人 (氏名) 印
 被申請人代理人 (氏名) 印
 平成〇年〇月〇日
 公害等調整委員会調停委員会
 調停委員長 (氏名) 印
 調停委員 (氏名) 印
 調停委員 (氏名) 印
 公害等調整委員会事務局
 審査官 (氏名) 印
 調停条項

- 1 被申請人は、申請人に対し申請人本人の水俣病罹患について損害賠償責任があることを認め、以下各項に定める金員の支払をすること。
 - (1) 申請人本人に対する慰籍料金1,700万円及びこれに対する昭和〇年〇月〇日（以下「認定申請日」という。）以降平成〇年〇月〇日まで、内金1,600万円に対する同月〇日以降同年〇月〇日まで、内金1,100万円に対する同月〇日以降同年〇月〇日まで、内金600万円に対する同月〇日以降同年〇月〇日まで、内金100万円に対する同月〇日以降支払済みに至るまで、それぞれ、年5分の割合による遅延損害金
 その支払方法は、元金内金100万円については平成〇年〇月〇日支払済みの仮払金100万円、元金内金1,000万円については同年〇月〇日及び同年〇月〇日支払済みの仮払金各金500万円、元金内金500万円については同年〇月〇日支払済みの仮払金540万円の内金500万円をもって充当することとし、前記遅延損害金中金40万円については、前記仮払金540万円の内金40万円をもって充当することとし、前記元金及び遅延損害金の残額については、平成〇年〇月〇日限り申請人方に送金して支払うこと。
 - (2) 治療費
 認定申請日以降の公害健康被害の補償等に関する法律（以下「補償法」という。）の規定による療養費及び療養手当に相当する額
 - (3) 介護費
 認定申請日以降の補償法の規定による障害補償費中の介護加算額に相当する額
 - (4) 特別調整手当
 平成〇年〇月〇日以降1月につき金9万1,000円の割合による額（平成24年3月現在）
 その支払方法は、毎月20日限りその月分を申請人方に送金して支払うこと。ただし、平成〇年〇月分までについては、既に支払済みの仮払金をもって充当するものとする。
 - (5) 葬祭料
 患者である申請人が将来死亡した場合における葬祭を主宰する者に対する葬祭料として、金54万3,000円（平成24年3月現在）
 その支払方法は、当該主宰者より請求があったとき直ちに主宰者に送金して支払うこと。
- 2 前項の(4)及び(5)の金員については、物価の変動に応じ、総務省において作成する年度平均の熊本市消費者物価指数を用い、平成〇年6月1日から起算して2年を経過した6月1日ごとに、それぞれの前年度の同指数の比率により改定するものとし、その中間の年の6月1日において、前年度の同指数が前々年度のそれより5%を上回った場合においては、当該時期において改定するものとする。

上記改定額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。
- 3 将来申請人の症状に第1項の(1)及び(4)の金額の増額を相当とするような変化が生じたときは、申請人は、これを理由として、調停委員会に対し、当該金額の変更を申請することができるものとする。
- 4 前項の規定により金額が変更された場合においては、被申請人は、変更された金額に係る差額を申請時から支払うものとする。
- 5 申請人は、調停委員会に対し、申請人の配偶者、子及び父母について申請人の水俣病罹患による同人らの慰籍料につき、その存否及び金額の決定の申請をすることができるもの

とすること。

- 6 第3項の申請により金額が変更された場合においては、申請人は、調停委員会に対し、申請人の配偶者、子及び父母について、申請人の水俣病罹患による同人らの慰藉料につき、その存否及び金額の決定の申請をすることができるものとする。
- 7 申請人が水俣病により（その余病若しくは併発症又は水俣病に関係した事故による場合を含む。）死亡したときは、相続人は、申請人本人の慰藉料につき、申請人の配偶者、子及び父母は、自己の慰藉料につき、それぞれ、調停委員会に対し、その存否及び金額の決定の申請をすることができるものとする。
- 8 被申請人は、水俣病患者全体につき保護を要する患者の収容施設の整備拡充、治療及び訓練による社会復帰の促進、患者及びその家族に対する授産及び職業あっせん等実情に即した方策を講ずることによって、患者及びその家族の福祉の増進に寄与するよう努めること。
- 9 被申請人は、将来における公害発生の防止のため、水俣周辺海域の浄化対策について、関係省庁、地方公共団体に協力してその具体的方策の実施に努めるとともに、関係地方公共団体との間に締結された公害防止協定は、誠実にこれを遵守履行すること。
- 10 当事者双方は、本調停によって本件紛争の一切を解決したものとし、以後互いに協力して、調停条項の円滑な実施に努めること。
- 11 本件調停手続の費用は、被申請人の負担とすること。

表1-2-2 水俣病に係る損害賠償調停申請事件の処理状況

年度	区分	受付		終結		未済	
		件数	患者数	件数	患者数	件数	患者数
昭和	46	4件	31人	0件	0人	4件	31人
	47	11	147	0	0(3)	15	175
	48	25	193	10(1)	106(1)	29	261
	49	8	28	21	172	16	117
	50	42	259	24	253(1)	34	122
	51	54	117	40	131(1)	48	107
	52	62	206	32(1)	86(1)	77	226
	53	41	112	71(8)	161(81)	39	96
	54	48	72	34	86(1)	53	81
	55	34	43	49	71	38	53
	56	43	49	33	48	48	54
	57	48	62	40	45	56	71
	58	42	54	45(1)	55(1)	52	69
	59	31	41	40	53	43	57
	60	31	39	38	49	36	47
	61	31	38	44	57	23	28
	62	21	21	28	33	16	16
	63	14	14	18	18	12	12
平成	元	5	5	12	12	5	5
	2	13	13	9	9	9	9
	3	2	2	10	10	1	1
	4	1	1	1	1	1	1
	5	1	1	1	1	1	1
	6	0	0	1	1	0	0
	7	0	0	0	0	0	0
	8	0	0	0	0	0	0
	9	0	0	0	0	0	0
	10	0	0	0	0	0	0
	11	0	0	0	0	0	0
	12	2	2	1	1	1	1
	13	0	0	1	1	0	0
	14	0	0	0	0	0	0
	15	0	0	0	0	0	0
	16	0	0	0	0	0	0
	17	0	0	0	0	0	0
	18	0	0	0	0	0	0
	19	1	1	1	1	0	0
	20	0	0	0	0	0	0
	21	0	0	0	0	0	0
	22	2	2	2	2	0	0
	23	0	0	0	0	0	0
	24	0	0	0	0	0	0
	計	617	1,553	606(11)	1,463(90)		

(注) ()内は取下げ等の外数である。

表 1-2-3 年度別水俣病認定患者数

年度	区分	認定機関別認定患者数				
		合計	環境省	熊本県	鹿児島県	
昭和31~	45	121 人	人	116 人	5 人	
	46	60		58	2	
	47	216		204	12	
	48	358		292	66	
	49	44		29	15	
	50	161		146	15	
	51	148		109	39	
	52	240		196	44	
	53	175		125	50	
	54	143	1	115	27	
	55	71	5	43	23	
	56	77	3	54	20	
	57	95	10	66	19	
	58	68	1	45	22	
	59	67	5	36	26	
	60	54	0	29	25	
	61	60	1	43	16	
	62	40	3	15	22	
	63	19	1	6	12	
	平成	元	13	1	1	11
		2	18	0	7	11
		3	4	1	0	3
		4	3	0	1	2
		5	1	0	1	0
6		1	0	1	0	
7		3	0	3	0	
8		2	0	1	1	
9		0	0	0	0	
10		0	0	0	0	
11		2	0	1	1	
12		1	0	0	1	
13	0	0	0	0		
14	0	0	0	0		
15	0	0	0	0		
16	0	0	0	0		
17	0	0	0	0		
18	1	0	1	0		
19	2	0	2	0		
20	1	0	0	1		
21	2	0	2	0		
22	0	0	0	0		
23	2	0	2	0		
24	0	0	0	0		
計		2,273	32	1,750	491	

- (注) 1 昭和31~45年度の期間は、昭和31年12月1日~46年3月31日である。
 2 昭和31~45年度の期間の認定患者数は、(旧)公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法施行以前の県条例等により判定された死亡者45人(熊本県44人、鹿児島県1人)を含む。

表 1-2-4 水俣病に係る損害賠償調停申請事件関連の
慰藉料額等変更申請の処理件数

年度	区分	受付	終結	未済
昭和	49	13 件	0 件	13 件
	50	13	0	26
	51	8	12	22
	52	42	12	52
	53	46	10	88
	54	15	33	70
	55	22	49	43
	56	29	33	39
	57	39	30	48
	58	29	39	38
	59	25	31	32
	60	23	31	24
	61	33	28	29
	62	22	34	17
	63	18	22	13
平成	元	14	15	12
	2	14	19	7
	3	18	13	12
	4	15	18	9
	5	21	17	13
	6	9	13	9
	7	11	11	9
	8	7	10	6
	9	10	10	6
	10	5	8	3
	11	7	5	5
	12	7	5	7
	13	2	7	2
	14	0	2	0
	15	1	1	0
	16	4	0	4
	17	4	6	2
18	9	8	3	
19	5	5	3	
20	2	3	2	
21	4	3	3	
22	3	3	3	
23	4	5	2	
24	2	2	2	
計		555	553	

表 1 - 2 - 5 平成24年度に係属した水俣病に係る損害賠償調停申請事件関連の
慰藉料額等変更申請一覧

事 件 番 号	申 請 受 付 年 月 日	処 理 年 月 日
59年（調）第15号	平 成 23. 9. 14	平 成 24. 5. 24
53年（調）第 6号	23. 10. 17	24. 5. 24
59年（調）第15号	24. 7. 13	計 2 件
48年（調）第 6号	24. 10. 5	
計 4 件（うち平成24年度受付 2 件）		

表1-2-6 水俣病ランク別補償額等一覧

項目	区分	A ランク	B ランク	C ランク	備 考
1 慰藉料		1,800万円	1,700万円	1,600万円	水俣病認定申請日から年5分の遅延損害金
2 治療費		昭和48年7月9日以降同49年8月31日までの(旧)特別措置法の規定による医療費及び医療手当並びに同年9月1日以降の補償法の規定による療養費及び療養手当に相当する額			昭和48年7月9日以降の水俣病認定者は認定申請日から支給
3 介護手当		昭和48年7月9日以降同49年8月31日までの(旧)特別措置法の規定による介護手当に相当する額に月1万円を加算した額及び同年9月1日以降の補償法の規定による障害補償費中の介護加算額に相当する額			同 上
4 特別調整手当					(1) 2年ごとに物価スライド(ただし、物価変動が著しい場合は1年目にも改訂) (2) 昭和48年4月27日以降の水俣病認定者は認定日から支給
	昭和 48.4.27~				
	49.5.31	6万 円/月	3万 円/月	2万 円/月	
	49.6.1~				
	50.5.31	7万 円/月	3万5,000円/月	2万4,000円/月	
	50.6.1~				
	51.5.31	8万5,000円/月	4万3,000円/月	3万 円/月	
	51.6.1~				
	52.5.31	9万4,000円/月	4万8,000円/月	3万4,000円/月	
	52.6.1~				
	53.5.31	10万2,000円/月	5万2,000円/月	3万7,000円/月	
	53.6.1~				
	54.5.31	11万 円/月	5万6,000円/月	4万 円/月	
	54.6.1~				
	56.5.31	11万4,000円/月	5万8,000円/月	4万2,000円/月	
	56.6.1~				
	58.5.31	12万9,000円/月	6万6,000円/月	4万8,000円/月	
	58.6.1~				
	60.5.31	13万5,000円/月	6万9,000円/月	5万1,000円/月	
	60.6.1~				
	62.5.31	14万2,000円/月	7万3,000円/月	5万4,000円/月	
	62.6.1~				
	平成 元.5.31	14万5,000円/月	7万5,000円/月	5万5,000円/月	
	元.6.1~				
	3.5.31	14万6,000円/月	7万6,000円/月	5万6,000円/月	
	3.6.1~				
	5.5.31	15万7,000円/月	8万2,000円/月	6万 円/月	
	5.6.1~				
	7.5.31	16万5,000円/月	8万6,000円/月	6万3,000円/月	
	7.6.1~				
	9.5.31	16万8,000円/月	8万8,000円/月	6万5,000円/月	
	9.6.1~				
	11.5.31	16万9,000円/月	8万9,000円/月	6万6,000円/月	
	11.6.1~				
	13.5.31	17万3,000円/月	9万1,000円/月	6万8,000円/月	
	13.6.1~				
	15.5.31	17万2,000円/月	9万1,000円/月	6万8,000円/月	
	15.6.1~				
	17.5.31	17万 円/月	9万 円/月	6万7,000円/月	
	17.6.1~				
	19.5.31	17万 円/月	9万 円/月	6万7,000円/月	
	19.6.1~				
	21.5.31	17万 円/月	9万 円/月	6万7,000円/月	
	21.6.1~				
	23.5.31	17万3,000円/月	9万2,000円/月	6万8,000円/月	
	23.6.1~				
	25.5.31	17万1,000円/月	9万1,000円/月	6万8,000円/月	

(注) 上記表中「(旧)公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法(昭和44年法律第90号)」は「(旧)特別措置法」と、「公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)」は「補償法」とそれぞれ略称した。

項目	区分	A ラ ン ク	B ラ ン ク	C ラ ン ク	備 考	
5 葬 祭 料		期 間		金 額	(1) 4の備考(1)に 同じ (2) 死亡時の金額を葬 祭の主事者に支給	
		昭和49.5.31まで		20万 円		
		49.6.1～	50.5.31	23万3,000円		
		50.6.1～	51.5.31	28万3,000円		
		51.6.1～	52.5.31	31万3,000円		
		52.6.1～	53.5.31	33万9,000円		
		53.6.1～	54.5.31	36万4,000円		
		54.6.1～	56.5.31	37万5,000円		
		56.6.1～	58.5.31	42万2,000円		
		58.6.1～	60.5.31	44万1,000円		
		60.6.1～	62.5.31	46万3,000円		
		62.6.1～	平成 元.5.31	47万1,000円		
		平成 元.6.1～	3.5.31	47万4,000円		
		3.6.1～	5.5.31	50万8,000円		
		5.6.1～	7.5.31	53万3,000円		
		7.6.1～	9.5.31	54万3,000円		
		9.6.1～	11.5.31	54万5,000円		
		11.6.1～	13.5.31	55万7,000円		
		13.6.1～	15.5.31	55万4,000円		
		15.6.1～	17.5.31	54万6,000円		
17.6.1～	19.5.31	54万4,000円				
19.6.1～	21.5.31	54万2,000円				
21.6.1～	23.5.31	54万9,000円				
23.6.1～	25.5.31	54万3,000円				
6 症 状 の 見 直 し		将来、症状に、上位ランクに変更することを相当とする ような変化が生じたときは、調停委員会に対し、上記1 及び4の金額の変更を申請することができる。				
7 近 親 者 の 慰 藉 料	配偶者等の慰藉料につき、その存否及び金額の決定を、 調停委員会に申請できる。	上記6により、金額の変更があったとき、左の申請がで きる。				
8 申請人が 水俣病に より死亡 したとき の慰藉料	相続人等は、死亡者本人及び自己の慰藉料につき、調停委員会に対し、その存否及び 金額の決定の申請をすることができる。					
9 患 者 ・ 家 族 の 福 祉 対 策	チッソ株式会社は収容施設の整備拡充、治療及び訓練、授産及び職業のあっせん等の 方策を講ずることにより、患者及びその家族の福祉増進に寄与するよう努める。					
10 公 害 防 止 対 策	チッソ株式会社は水俣湾浄化対策を含めた原状回復措置についての具体的方策の早期 実現に努め、これについての責任を負担するとともに、既に締結された公害防止協定 は、誠実にこれを遵守履行する。					
11 調 停 手 続 費 用	チッソ株式会社の負担					

2 大津市における汚染土壌の処理による水質汚濁被害調停申請事件

(平成24年(調)第4号事件)

(1) 事件の概要

平成24年3月29日、滋賀県大津市の住民231人から、香川県及び大津市を相手方(被申請人)として、調停を求める申請があった。

申請の内容は、以下のとおりである。申請人らは、香川県土庄町豊島の汚染土壌の処理事業を落札した会社が、大津市内の同社工場において豊島の汚染土壌を水洗浄処理する際に、同社工場では重金属の処理が十分期待できず、汚染土壌に含まれる有害物質の処理が不十分のまま、濁水とともに農業用水や生活用水として活用されている工場直下の川に流入する可能性が極めて高く、また、これら有害物質が地下水を汚染すれば周辺住民の生命、健康、財産に重大な被害が生じるおそれがあることから、被申請人香川県に対し、①豊島から汚染土壌を搬出しないこと、②同社との契約を解除すること、被申請人大津市に対し、③豊島及び処理工場の汚染土壌のサンプル採取、立入調査及び工場直下を流れる川の水質モニタリングの実施などを求めるものである。

(2) 事件の処理経過

滋賀県知事は、公害紛争処理法第27条第3項の規定に基づき、関係する香川県知事に対し連合審査会の設置について協議したが、協議がととのわなかったため、同条第5項の規定により、平成24年3月29日、本事件の関係書類を公害等調整委員会に送付した。

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに調停委員会を設け、手続を進めたが、平成24年5月17日、申請人らから都合により申請を取り下げる旨の申出があり、本事件は終結した。

3 千葉県における航空機騒音調停申請事件

(平成24年(調)第6号事件)

(1) 事件の概要

平成24年9月24日、千葉県南房総市の住民1人から、航空会社2社及び国(代表者国土交通大臣)を相手方(被申請人)として、調停を求める申請があった。

申請の内容は、以下のとおりである。申請人は、羽田発着便が、平成22年6月より、24時間飛来し、その騒音により深刻な睡眠不足に陥り、健康に多大な影響を及ぼしたことから、被申請人らに対し、①意図的にショートカットを行い、航空燃料を節約、利益を上げる行為を停止すること、②国が認めた深夜便の海上飛行を遂行(遵守)すること、③申請人に対する羽田発着便の不法行為への抗議により端を発した嫌がらせ等の行為を停止することなどを求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに調停委員会を設け、手続を進めたが、平成24年10月22日、申請人から都合により申請を取り下げる旨の申出があり、本事件は終結した。

4 手賀沼周辺における水質汚濁等による健康被害等調停申請事件

(平成24年(調)第10号事件・平成25年(調)第1号事件)

(1) 事件の概要

本件は、まず、平成24年12月13日、千葉県我孫子市の住民19人から、千葉県を相手方(被申請人)として、公害等調整委員会に調停申請があった(平成24年(調)第9号事件)。

申請の内容は、以下のとおりである。申請人らは、被申請人が設置する東京電力福島第一原発事故に伴う放射性物質を含む焼却灰の一時保管施設が、浸水や強風で破損した場合、広範囲の地域が汚染されるおそれがあることから、被申請人に対し、①一時保管施設の安全性の確保、②最終処分場建設までの焼却灰搬入の中止、③撤去時期(平成27年3月末)の確約を求めるものである。

公害等調整委員会は、同日、公害等調整委員会にはその管轄がないと判断し、公害紛争処理法第25条の規定により、事件を管轄する千葉県公害審査会に移送した。

その後、千葉県公害審査会は、移送を受けた事件について、当事者の同意を得た上、公害紛争処理法第38条第1項に規定に基づき、公害等調整委員会に対し事件の引継ぎについての協議を求めてきた。公害等調整委員会は、千葉県公害審査会の判断及び当事者の意向を踏まえ、千葉県公害審査会から平成24年12月27日に、事件の引継ぎを受けた。

その後、平成25年2月20日、同一原因による被害を主張する我孫子市等の住民15人から参加の申立てがあり、調停委員会は、同月21日、これを許可(平成25年(調)第1号事件)した。また、平成25年3月25日、同一原因による被害を主張する我孫子市の住民8人から参加の申立てがあった。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、事件の引継ぎを受けた後、直ちに調停委員会を設け、1回の調停期日を開催するなど、手続を進めている。

第2節 平成24年度に係属した裁定事件

平成24年度に公害等調整委員会が受け付けた裁定事件は、23件であり、これらに前年度から繰り越された44件を加えた計67件が24年度に係属した。このうち29件が24年度に終結し、残り38件が25年度に繰り越された（表1-2-1）。

1 神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件

（平成18年（セ）第2号事件・平成20年（セ）第4号事件）

(1) 事件の概要

平成18年7月24日、茨城県神栖市等の住民34人から、国（代表者内閣総理大臣）及び茨城県を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らの健康、財産及び精神的損害は、居住する地区の井戸水から検出された有機ヒ素化合物によるものであり、その原因は、旧日本軍が第二次世界大戦中に保有した毒ガスないし毒ガス原料が、戦後投棄されたことにあるところ、被申請人国には、毒ガス原料等の高度な法的管理保管義務の不履行があり、被申請人茨城県には、平成11年に近傍の井戸において高濃度の有機ヒ素化合物が検出されていたことを把握していたにもかかわらず必要な調査等を怠った規制権限不行使があるとして、被申請人らに対し、連帯して、各申請人に対する損害賠償金（一人当たり300万円・一部請求）の支払を求めるものである。

その後、平成20年9月29日、同一原因による被害を主張する住民5人から参加の申立てがあり、裁定委員会は、同年11月11日、これを許可（平成20年（セ）第4号事件）した。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、17回の審問期日を開催するとともに、平成19年11月1日及び20年3月10日、有機ヒ素化合物による健康被害等に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員5人を選任（うち1人は、死亡により、平成21年11月1日付けで解任）し、現地調査等、現地証拠調べ、申請人本人及び参考人尋問を実施するなど、手続を進めた結果、平成24年5月11日、本件申請を一部認容するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成18年（セ）第2号

神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件

公調委平成20年（セ）第4号

神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定参加申立事件

裁 定
（当事者の表示省略）
主 文

- 1 被申請人茨城県は、別紙2「慰謝料額一覧表」記載の申請人ら及び参加人らに対し、同一一覧表の各「認容額」欄記載の金額の金員を支払え。
- 2 別紙2「慰謝料額一覧表」記載の申請人ら及び参加人らのうち、申請人3、同4、参加人37、同38

及び同 39 を除く申請人ら及び参加人らの被申請人茨城県に対するその余の裁定申請をいずれも棄却する。

- 3 申請人ら及び参加人らの被申請人国に対する各裁定申請並びに申請人 5 及び同 15 の被申請人茨城県に対する各裁定申請をいずれも棄却する。

事 実 及 び 理 由

第 1 章 当事者の求める裁定

第 1 申請人ら及び参加人ら

被申請人らは、連帯して、別紙 1 「当事者目録」記載の申請人ら及び参加人らに対し、各 30 万円を支払え。

第 2 被申請人国及び同茨城県

1 被申請人国

申請人ら及び参加人らの被申請人国に対する各裁定申請をいずれも棄却する、との裁定を求める。

2 被申請人茨城県

申請人ら及び参加人らの被申請人茨城県に対する各裁定申請をいずれも棄却する、との裁定を求める。

第 2 章

第 1 事案の概要

本件は、申請人ら及び参加人ら（以下、特に断りがない限り総称して「申請人ら」という。）が、被申請人国に対し、旧日本陸軍が製造・保管していたヒ素化合物であるジフェニルアルシン酸（以下「D P A A」という。）を外部に流出しないようにすべき高度の保管義務等を負っていたのに、これを怠ったため、D P A A により地下水が汚染され、申請人らに健康被害等の損害を生じさせたと主張して、国家賠償法 1 条 1 項又は民法 7 0 9 条（国家賠償法施行前の行為につき）、国家賠償法 4 条、民法 7 1 9 条 1 項前段に基づき、また、被申請人茨城県（以下「被申請人県」という。）に対し、水質汚濁防止法（昭和 4 5 年法律第 1 3 8 号。以下「水濁法」という。）等の法令に基づく適切な規制権限を行使しなかったことによって、地下水の D P A A 汚染の拡大を防止せず、申請人らに健康被害等の損害を生じさせたと主張して、国家賠償法 1 条 1 項、4 条、民法 7 1 9 条 1 項前段に基づき、それぞれ損害賠償金の内金の連帯支払を求める事案である。

（以下省略）

（裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から、画面左側メニューの「係属事件一覧」→一番上の「新しい動き・係属紛争事件一覧」の中の「終結した公害紛争事件」と進み、該当する事件を参照）

2 筑紫野市における産業廃棄物処分場による水質汚濁被害原因裁定申請事件

（平成 20 年（ゲ）第 1 号事件）

(1) 事件の概要

平成 20 年 9 月 12 日、福岡県筑紫野市の住民ら 117 人から、福岡県筑紫野市において産業廃棄物処分場を管理・運営している産業廃棄物処理業者及び福岡県を相手方（被申請人）として、原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らに生じている水質環境の悪化等の被害は、被申請人会社が管理・運営している廃棄物処分場からの水質汚濁物質の垂れ流し及び被申請人県の不適切な指導監督によるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、9回の審問期日（2回の現地期日を含む。）を開催するとともに、平成22年6月17日、生活用水等の汚染に関する専門的事項について調査するため、専門委員1人を選任したほか、現地調査等、申請人本人及び参考人尋問を実施するなど、手続を進めた結果、平成24年6月15日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

<p>公調委平成20年（ゲ）第1号</p> <p>筑紫野市における産業廃棄物処分場による水質汚濁被害原因裁定申請事件</p> <p style="text-align: center;">裁 定 (当事者の表示省略) 主 文 申請人らの本件各裁定申請をいずれも棄却する。 事 実 及 び 理 由</p> <p>第1 当事者の求める裁定</p> <p>1 申請人ら</p> <p>(1) 申請人らに生じている水質環境の悪化及び生活用水の原水水質悪化、農業用水の水質悪化等の被害の発生は、被申請人株式会社Iの別紙2「最終処分業施設目録」記載1及び2の処分場の違法な管理運営による有害物質等の水質汚濁物質の垂れ流しが原因である、</p> <p>(2) 被申請人福岡県は、被申請人株式会社Iの前項記載の処分場の違法な管理運営を容認し、さらには、適切な指導監督を怠ったことにより、申請人らに生じた被害を拡大させた、との裁定を求める。</p> <p>2 被申請人株式会社I</p> <p>(1) 本案前の答弁 申請人らの被申請人株式会社Iに対する本件裁定申請をいずれも却下する、との裁定を求める。</p> <p>(2) 本案の答弁 申請人らの被申請人株式会社Iに対する本件裁定申請をいずれも棄却する、との裁定を求める。</p> <p>3 被申請人福岡県 申請人らの被申請人福岡県に対する本件裁定申請をいずれも棄却する、との裁定を求める。</p> <p>第2 事案の概要</p> <p>本件は、福岡県筑紫野市等に居住する申請人らが、その生活用水の原水である山神ダム湖の水が汚染されたことによって被害を受けたと主張し、その汚染原因が、被申請人株式会社I（以下「被申請人I」という。）が設置した産業廃棄物最終処分場から排出された汚濁物質にあるとして、被申請人Iとの間で、その旨の原因裁定を求めるとともに、上記最終処分場の設置等を許可等した被申請人福岡県（以下「被申請人県」という。）に対し、上記水質汚染による被害が拡大した原因は、被申請人県による上記許可等又は規制権限不行使にあるとして、その旨の原因裁定を求める事案である。</p> <p style="text-align: center;">(以下省略)</p>

（裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から、画面左側メニューの「係属事件一覧」→一番上の「新しい動き・係属紛争事件一覧」の中の「終結した公害紛争事件」と進み、該当する事件を参照)

3 東京都23区における清掃工場健康被害等原因裁定申請事件

(平成20年(ゲ)第2号事件)

(1) 事件の概要

平成20年9月30日、東京都及び埼玉県の住民ら8人から、東京都23区及び東京二十三区清掃一部事務組合を相手方(被申請人)として、原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らに生じている生活環境の悪化及び健康被害等の発生は、被申請人東京都23区及び被申請人東京二十三区清掃一部事務組合の事業活動及び同被申請人らによる清掃工場から排出される大気汚染物質が原因である、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、13回の審問期日を開催するとともに、平成22年1月28日、清掃工場から排出される大気汚染物質と健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査を実施するなど手続を進めた結果、平成24年6月22日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成20年(ゲ)第2号

東京都23区における清掃工場健康被害等原因裁定申請事件

裁 定

(当事者の表示省略)

主 文

申請人らの本件裁定申請を棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人ら

申請人らに生じている生活環境の悪化及び健康被害等の発生は、被申請人らである東京都23特別区(足立、荒川、板橋、江戸川、大田、葛飾、北、江東、品川、渋谷、新宿、杉並、墨田、世田谷、台東、千代田、中央、豊島、中野、練馬、文京、港及び目黒の各区)及び東京二十三区清掃一部事務組合の事業活動並びに別紙「清掃工場等目録」記載の各清掃工場等から排出される大気汚染物質が原因である、との裁定を求める。

2 被申請人ら

主文同旨の裁定を求める。

第2 事案の概要

本件は、申請人らが、被申請人らである東京都23特別区(足立、荒川、板橋、江戸川、大田、葛飾、北、江東、品川、渋谷、新宿、杉並、墨田、世田谷、台東、千代田、中央、豊島、中野、練馬、文京、港及び目黒の各区。以下、これらを併せて「被申請人23特別区」という。)及び東京二十三区清掃一部事務組合(以下「被申請人清掃一組」という。)の事業活動並びに別紙「清掃工場等目録」記載の各清掃工場等から排出される大気汚染物質によって、生活環境の悪化及び健康被害等が発生しているなどと主張して、原因裁定を求め、これに対し、被申請人らは、別紙「清掃工場等目録」記載の各清掃工場等からの排出物質と申請人らの主張する生活環境の悪化及び健康被害等とは何ら関連するものではないとして争う事案である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ <http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から、画面左側メニューの「係属事件一覧」→一番上の「新しい動き・係属紛争事件一覧」の中の「終結した公害紛争事件」と進み、該当する事件を参照)

4 深谷市における工場操業に伴う騒音・低周波音被害責任裁定申請事件

(平成21年(セ)第6号事件)

(1) 事件の概要

平成21年7月3日、埼玉県深谷市の住民1人から、合成樹脂加工等の会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人の工場から発生する騒音と低周波音のために、工場周辺に居住する申請人は不眠や食欲不振等の健康被害を受け、また、住居を離れた生活を余儀なくされたとして、被申請人に対し、損害賠償金3,265万円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、7回の審問期日を開催するとともに、平成21年11月16日、騒音及び低周波音と健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、現地調査等を実施するなど手続を進めている。

5 熊本県南関町における道路工事による水質汚濁被害原因裁定申請事件

(平成21年(ゲ)第9・10号事件)

(1) 事件の概要

平成21年9月18日、熊本県南関町の住民2人から、熊本県南関町を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人ら及びその家族等が使用している井戸水の汚濁は、被申請人が発注した道路工事によるものである、との原因裁定を求めるものである。

同年10月8日、同一原因による被害を主張する熊本県の法人1社から参加の申立てがあり、裁定委員会は、同年11月9日、これを許可(平成21年(ゲ)第10号事件)した。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、5回の審問期日(1回の現地期日を含む。)を開催するとともに、平成22年6月23日、井戸水の水質等の分析に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、現地調査等、申請人本人及び参考人尋問を実施するなど、手続を進めた結果、平成24年4月4日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成21年（ゲ）第9号

熊本県南関町における道路工事による水質汚濁被害原因裁定申請事件

公調委平成21年（ゲ）第10号

熊本県南関町における道路工事による水質汚濁被害原因裁定参加申立事件

裁 定
(当事者の表示省略)

主 文

申請人ら及び参加人の本件申請をいずれも棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人ら及び参加人

熊本県玉名郡南関町A所在のB寺支院敷地内にある井戸の水質汚濁被害は、被申請人が発注した道路工事による、との裁定を求める。

2 被申請人

(1) 本案前の答弁

申請人ら及び参加人の本件申請をいずれも却下する、との裁定を求める。

(2) 本案の答弁

申請人ら及び参加人の本件申請をいずれも棄却する、との裁定を求める。

第2 事案の概要

本件は、申請人ら及び参加人（以下、特に断りがない限り総称して「申請人ら」という。）が、参加人が設置・運営するB寺支院の敷地内にある井戸（以下「本件井戸」という。）から汲み上げられる井戸水（以下「本件井戸水」という。）につき、白濁するなどの水質汚濁（以下「本件水質汚濁」という。）が生じたことにより、申請人らに財産的ないし精神的被害が生じたところ、かかる水質汚濁被害は、被申請人が施工業者に発注した道路工事が原因となって生じたものであると主張して、その旨の原因裁定を求める事案である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から、画面左側メニューの「係属事件一覧」→一番上の「新しい動き・係属紛争事件一覧」の中の「終結した公害紛争事件」と進み、該当する事件を参照)

6 横浜市における飲食店・道路からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件

(平成21年（ゲ）第13号事件)

(1) 事件の概要

平成21年11月16日、神奈川県横浜市の住民1人から、飲食店と国（代表者国土交通大臣）を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人が受けている、圧迫感などの身体的及び精神的な健康被害は、被申請人が経営する飲食店に設置されている大型換気扇等から発生する低周波音と、被申請人国が管理している道路を自動車が走行する際に発生する低周波音によるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日

(1回の現地期日含む。)を開催するとともに、平成22年7月8日、低周波音等と健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、平成24年6月25日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

<p>公調委平成21年(ゲ)第13号 横浜市における飲食店・道路からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件</p> <p style="text-align: center;">裁 定 (当事者の表示省略) 主 文 申請人の本件各裁定申請をいずれも却下する。 事 実 及 び 理 由</p> <p>第1 当事者の求める裁定 1 申請人 (1) 申請人の頭と胸の圧迫感や空気の振動を強く感じることによる身体的及び精神的な健康被害は、被申請人Aの店舗に設置されている大型冷蔵庫等より発せられる低周波音によるものである、 (2) 申請人の頭と胸の圧迫感や空気の振動を強く感じることによる身体的及び精神的な健康被害は、申請人宅前の被申請人国が管理する道路上を自動車が行く際にアスファルト舗装面から発せられる低周波音によるものである、 との原因裁定を求める。 2 被申請人ら 主文同旨</p> <p>第2 事案の概要 本件は、申請人が、被申請人Aの店舗に設置されている大型冷蔵庫等より発せられる低周波音及び申請人宅前の被申請人国が管理する道路上を自動車が行く際に、自動車のタイヤと道路のアスファルト舗装面から発せられる低周波音によって、健康被害を受けていると主張して、その旨の判断を求める原因裁定の申請をした事案である。</p> <p>(以下省略)</p>
--

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ
<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から、画面左側メニューの「係属事件一覧」
→一番上の「新しい動き・係属紛争事件一覧」の中の「終結した公害紛争事件」と進み、該当する事件を参照)

7 神崎市における水利工事による振動被害責任裁定申請事件

(平成22年(セ)第1号事件)

(1) 事件の概要

平成22年4月5日、佐賀県神崎市の住民1人から、国(代表者農林水産大臣)を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が筑後川下流の農業水利工事を行った際、バイブロハンマーを使用した矢板打設工事により、申請人宅に長時間振動を与え、

新築家屋のコンクリート基礎や壁にひび割れ等の被害が生じたとして、被申請人に対し、損害賠償金 3,600 万円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の現地審問期日を開催するとともに、平成22年11月15日、建築構造に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、現地調査等、申請人本人及び参考人尋問を実施するなど、手続を進めた結果、平成24年6月13日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成22年（セ）第1号

神崎市における水利工事による振動被害責任裁定申請事件

裁 定
(当事者の表示省略)
主 文
本件裁定申請を棄却する。
事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

被申請人は、申請人に対し、3600万円を支払え、との裁定を求める。

2 被申請人

主文と同旨

第2 事案の概要

本件は、佐賀県神崎市内に居住する申請人が、筑後川下流農業水利事業〇〇〇（△△△）工事における矢板打設工事の際に生じた振動によって、自宅のコンクリート基礎や壁にひび割れ等の被害が生じたと主張して、同工事の発注者である被申請人に対し、国家賠償法1条1項に基づき、損害賠償金3600万円の支払を求める事案である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から、画面左側メニューの「係属事件一覧」→一番上の「新しい動き・係属紛争事件一覧」の中の「終結した公害紛争事件」と進み、該当する事件を参照)

8 文京区におけるマンション工事による振動被害原因裁定申請事件

(平成22年（ゲ）第3号事件)

(1) 事件の概要

平成22年5月27日、東京都文京区において国指定の重要文化財（建物）を所有・管理する公益法人から、不動産会社及び建設会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。当該重要文化財（建物）の書院の壁のひび割れ（クラック）が広がり、壁土が落ちたのは、被申請人らが開発・建設を進めているマ

ンション計画の工事に伴う振動によるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日を開催するとともに、平成22年9月16日、伝統木造建築の構造に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めたが、平成24年10月12日、申請人から都合により申請を取り下げる旨の申出があり、本事件は終結した。

9 宮崎市における交通騒音による健康被害等責任裁定申請事件

(平成22年(セ)第4号事件・平成24年(調)第2号事件)

(1) 事件の概要

平成22年6月29日、宮崎県宮崎市の住民2人から、国(代表者国土交通大臣)及び宮崎県を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人らが管理している道路からの交通騒音により、申請人らは、所有する財産の価値が低下し、睡眠障害等の健康被害を受けたとして、被申請人らに対し、損害賠償金合計7,701万7,000円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の現地審問期日を開催するとともに、事務局による現地調査を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、平成24年2月22日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し(平成24年(調)第2号事件)、裁定委員会が自ら処理することとした。同日、公害紛争処理法第34条第1項の規定により裁定委員会から調停案の受諾を勧告したところ、指定した期限(平成24年4月7日)までに当事者双方から受諾しない旨の申し出がなく、公害紛争処理法第34条第3項の規定により当事者間に調停案と同一の合意が成立したものとみなされ、また、責任裁定申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結した。

10 中野区における道路換気所からの低周波音による健康被害等責任裁定申請事件

(平成22年(セ)第7号事件)

(1) 事件の概要

平成22年8月20日、東京都中野区の住民2人から、道路会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が設置した道路換気所から発生する低周波音により、申請人らは不眠症等の健康被害を受け、他所の賃貸マンションに転居せざるを得なくなったとして、被申請人に対し、損害賠償金合計1,234万5,006円及び遅延損害金の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日を開催するとともに、平成22年11月29日、低周波音と健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、平成24年5月25日、本件申請を棄却することの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成22年（セ）第7号

中野区における道路換気所からの低周波音による健康被害等責任裁定申請事件

裁 定

(当事者の表示省略)

主 文

申請人らの本件裁定申請をいずれも棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人ら

被申請人は、申請人アに対し金507万2503円、申請人イに対し金727万2503円、及びこれらに対する申請書送達の日翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 被申請人

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、夫婦である申請人らが、居住していた建物X I号室の近傍に被申請人が設置した換気所から発生する低周波音により著しい健康被害を受け、転居せざるを得なかったとして、被申請人に対し不法行為に基づく損害賠償を求めて、責任裁定の申請をした事案である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から、画面左側メニューの「係属事件一覧」→一番上の「新しい動き・係属紛争事件一覧」の中の「終結した公害紛争事件」と進み、該当する事件を参照)

11 葛飾区における電気通信設備からの騒音等による健康被害原因裁定申請事件

(平成22年（ゲ）第4号事件)

(1) 事件の概要

平成22年9月9日、東京都葛飾区の住民1人から、通信会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人の頭痛、耳鳴り、不眠等の健康被害は、申請人宅の隣地にある被申請人の基地局内外に設置された電気通信設備から生ずる騒音又は振動（低周波を含む。）によるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、3回の審問期日を開催するとともに、平成23年2月8日、騒音及び振動（低周波を含む。）と健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

12 小平市における公衆浴場煙突からの大気汚染による財産被害等責任裁定申請事件

（平成22年（セ）第8号事件）

(1) 事件の概要

平成22年10月7日、東京都小平市の住民1人から、公衆浴場経営者を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人の公衆浴場の煙突から発生する異臭ガスにより、申請人は咽頭炎等の健康被害を受けたほか、仕事ができないことによる財産上の損害を受けたとして、被申請人に対し、損害賠償金200万5,370円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日を開催するとともに、事務局による現地調査等、申請人本人及び被申請人本人尋問を実施するなど、手続を進めた結果、平成24年5月25日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成22年（セ）第8号

小平市における公衆浴場煙突からの大気汚染による財産被害等責任裁定申請事件

裁 定

（当事者の表示省略）

主 文

本件裁定申請を棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

被申請人は、申請人に対し、200万5370円を支払え、との裁定を求める。

2 被申請人

本件裁定申請を棄却する、との裁定を求める。

第2 事案の概要

本件は、東京都小平市に居住する申請人が、被申請人経営に係る同市内所在の銭湯の煙突から排出される異臭ガスによって、慢性咽頭炎等の健康被害を受けたと主張して、民法709条、710条に基づき、治療費、慰謝料等の損害賠償金合計200万5370円の支払を求める事案である。

（以下省略）

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ
<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から、画面左側メニューの「係属事件一覧」
→一番上の「新しい動き・係属紛争事件一覧」の中の「終了した公害紛争事件」と進み、該
当する事件を参照)

13 鎌ケ谷市における医療施設からの騒音等による健康被害原因裁定申請事件

(平成22年(ゲ)第7号事件)

(1) 事件の概要

平成22年12月2日、千葉県鎌ケ谷市の住民1人から、医療法人と同法人の経営者を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人が健康被害を生じたのは、被申請人医療施設の厨房のボイラーから発生する機械騒音、低周波音及び振動並びにエアコン室外機の音によるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日を開催するとともに、平成23年5月16日、騒音及び低周波音と健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、平成24年8月27日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終了した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成22年(ゲ)第7号

鎌ケ谷市における医療施設からの騒音等による健康被害原因裁定申請事件

裁 定
(当事者の表示省略)

主 文
申請人の本件各裁定申請をいずれも棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

申請人の健康被害は、被申請人医療法人aが経営し、被申請人bが同医療法人の理事長として業務を執行し代表する病院c建物に設置されている食器洗浄機、食器乾燥機、ボイラー機器、給排水管設備及びエアコン室外機から生じる騒音及び低周波音による、との原因裁定を求める。

2 被申請人ら

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、申請人が、申請人に生じた健康被害は、被申請人医療法人aが経営する病院c(以下「本件病院」という。)内の食器洗浄機、食器乾燥機、ボイラー機器、給排水管設備及びエアコン室外機その他の機器(以下「本件機器」という。)から発生する騒音等が原因であると主張して、その旨の判断を求める原因裁定の申請をした事案である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ
<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から、画面左側メニューの「係属事件一覧」
 →一番上の「新しい動き・係属紛争事件一覧」の中の「終結した公害紛争事件」と進み、該
 当する事件を参照)

14 松戸市における建設工事からの騒音による慰謝料等責任裁定申請事件

(平成22年(セ)第10号事件)

(1) 事件の概要

平成22年12月6日、千葉県松戸市の住民1人から、建設会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が施工した建築工事から発生した作業騒音により、申請人は不眠症の健康被害及び転居費用等の財産上の被害を受けたとして、被申請人に対し、損害賠償金180万円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、3回の審問期日を開催するとともに、事務局による現地調査、申請人本人及び参考人尋問を実施するなど、手続を進めた結果、平成24年9月10日、本件申請を一部認容するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成22年(セ)第10号

松戸市における建設工事からの騒音による慰謝料等責任裁定申請事件

裁 定
(当事者の表示省略)

主 文

- 1 被申請人は、申請人に対し、10万円を支払え。
- 2 申請人のその余の申請を棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

被申請人は、申請人に対し、180万円を支払え、との裁定を求める。

2 被申請人

本件裁定申請を棄却する、との裁定を求める。

第2 事案の概要

本件は、被申請人が施工するj病院増改築工事に関し、工事現場付近に居住していた申請人が、工事騒音により健康被害を受け、転居を余儀なくされたなどと主張して、被申請人に対し、民法709条に基づき、転居補償料、治療費及び慰謝料として損害賠償金合計180万円の支払を求める事案である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ
<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から、画面左側メニューの「係属事件一覧」

→一番上の「新しい動き・係属紛争事件一覧」の中の「終結した公害紛争事件」と進み、該当する事件を参照)

15 焼津市における金属加工場からの振動・騒音による慰謝料責任裁定申請事件

(平成22年(セ)第11号事件)

(1) 事件の概要

平成22年12月27日、静岡県焼津市の住民1人から、金属加工会社、焼津市及び静岡県を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人金属加工会社が操業する工場からの騒音・振動並びに被申請人市及び県の不適切な対応により、申請人が肉体的・精神的苦痛を受けたとして、被申請人らに対し、連帯して損害賠償金300万円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日(1回の現地期日を含む。)を開催するとともに、現地調査等、申請人本人及び被申請人本人尋問を実施するなど、手続を進めた結果、平成24年12月5日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成22年(セ)第11号 焼津市における金属加工場からの振動・騒音による慰謝料責任裁定申請事件 裁 定 (当事者の表示省略) 主 文 申請人の本件各申請をいずれも棄却する。 事 実 及 び 理 由 第1 当事者の求める裁定 1 申請人 被申請人らは、申請人に対し、連帯して、300万円を支払え、との裁定を求める。 2 被申請人ら 主文と同旨 第2 事案の概要 本件は、静岡県焼津市に居住する申請人が、自宅に隣接する被申請人B株式会社(以下「被申請人会社」という。)の金属加工場から発生した騒音・振動によって身体的・精神的苦痛を受けたと主張するとともに、被申請人焼津市(以下「被申請人市」という。)及び同静岡県(以下「被申請人県」という。)は、共同して、上記騒音・振動被害を発生させることに荷担したと主張して、被申請人らに対し、民法709条(被申請人市及び同県につき国家賠償法1条1項)、民法710条、719条1項前段に基づき、連帯して、慰謝料300万円の支払を求める事案である。 (以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から、画面左側メニューの「係属事件一覧」

→一番上の「新しい動き・係属紛争事件一覧」の中の「終結した公害紛争事件」と進み、該当する事件を参照)

16 宮古島市における海中公園工事による水質汚濁被害原因裁定申請事件

(平成23年(ゲ)第1号事件・平成24年(調)第8号事件)

(1) 事件の概要

平成23年2月4日、沖縄県宮古島市の住民1人とエコツアー企画運営会社1社から、宮古島市を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が実施した海中公園の建設工事に伴い、周辺海域において申請人らが保全活動を行っているサンゴがへい死したところ、申請人住民が、工事を監視するために水中調査を行うなど、経済的、精神的、健康的負担を強いられ、申請人会社が、企画したエコツアーの中止を余儀なくされたのは、被申請人が工事関連法令を遵守しなかったこと等のため工事現場から赤土等を流出させた水質汚濁によるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、公害紛争処理法第42条の27第2項の規定に基づき、沖縄県公害審査会に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、その後、直ちに裁定委員会を設け、1回の現地審問期日を開催するとともに、平成23年7月15日、サンゴの被害状況の把握、工事の影響の判断等に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、平成24年12月3日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し(平成24年(調)第8号事件)、裁定委員会が自ら処理することとした。同年12月17日、第1回現地調停期日において、裁定委員会から調停案を提示したところ、当事者双方はこれを受諾して調停が成立し、原因裁定申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結した。

17 千代田区における鉄道等からの騒音被害責任裁定申請事件

(平成23年(セ)第1号事件)

(1) 事件の概要

平成23年2月21日、東京都江戸川区の不動産会社から、鉄道会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が運行する列車から発生する騒音等により、申請人所有の賃貸マンションの居住者が、睡眠妨害、会話妨害等の生活妨害を受けていることから、申請人は、空き室の発生、賃料の減額、賃借人からの苦情への対応等の被害を生じているとして、被申請人に対し損害賠償金日額9,000円等の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、平成23年8月23日、鉄道騒音等の影響に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

18 寝屋川市における廃棄物処理施設からの大気汚染による健康被害原因裁定申請事件

(平成23年(ゲ)第2号事件・平成24年(ゲ)第2・9号事件)

(1) 事件の概要

平成23年3月1日、大阪府、奈良県及び京都府の住民51人から、廃プラスチック処理会社と北河内4市リサイクル施設組合を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らに生じている皮膚症状、粘膜刺激症状、神経系の機能障害等を中心とする健康被害は、被申請人らの廃プラスチック処理施設から排出される有害化学物質によるものである、との原因裁定を求めるものである。

その後、平成24年1月25日、大阪府寝屋川市の住民11人から(平成24年(ゲ)第2号)、同年12月26日、同市の住民11人から(平成24年(ゲ)第9号)、それぞれ同内容の原因裁定を求める申請があり、平成24年2月6日(平成24年(ゲ)第2号)、平成25年1月15日(平成24年(ゲ)第9号)、これらを併合して手続を進めることを決定した。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、6回の審問期日(4回の現地期日を含む。)を開催するとともに、平成23年10月1日、廃プラスチック処理施設から排出される有害化学物質と健康被害の因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員3人を選任したほか、現地調査等、申請人本人及び参考人尋問を実施するなど、手続を進めている。

19 島原市における養豚場等からのし尿による水質汚濁被害原因裁定申請事件

(平成23年(ゲ)第4号事件)

(1) 事件の概要

平成23年3月7日、長崎県島原市の食品製造会社から、畜産会社3社及び畜産事業者1人を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人が食品製造に使用している井戸から硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が検出されたのは、被申請人らが開設した養豚場等から排出されたし尿によるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の現地審問期日を開催するとともに、平成23年8月23日、養豚場等から排出されるし尿と地下水汚

染の因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

20 芦屋市におけるマンション工事からの騒音・振動による慰謝料等責任裁定申請事件 (平成23年(セ)第2号事件)

(1) 事件の概要

平成23年3月10日、兵庫県芦屋市の住民1人から、不動産会社及び建設会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人らが施工したマンション建設工事の騒音・振動により、申請人は自律神経失調症を発症したほか、家屋への損害、肉体的・精神的苦痛を受けたとして、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金361万4,755円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日を開催するとともに、平成23年8月29日、マンション建設工事による騒音・振動と健康被害及び家屋の損傷との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査、参考人尋問を実施するなど、手続を進めた結果、平成24年8月7日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成23年(セ)第2号	
芦屋市におけるマンション工事からの騒音・振動による慰謝料等責任裁定申請事件	
	裁 定 (当事者の表示省略) 主 文 申請人の本件裁定申請をいずれも棄却する。 事 実 及 び 理 由
第1	当事者の求める裁定
1	申請人 被申請人らは、申請人に対し、連帯して金361万4755円を支払え。
2	被申請人ら 主文同旨
第2	事案の概要 本件は、被申請人a株式会社が注文者、被申請人株式会社bが施工者として、申請人宅の隣地にマンション建設工事を始めたところ、申請人が、マンション建設工事により発生する騒音・振動により自律神経失調症その他の健康被害等を受けたため、被申請人a株式会社に対しては、民法716条に基づき、被申請人株式会社bに対しては、民法709条及び同法710条に基づき損害賠償を求めて、責任裁定の申請をした事案である。
	(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ
<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から、画面左側メニューの「係属事件一覧」
→一番上の「新しい動き・係属紛争事件一覧」の中の「終了した公害紛争事件」と進み、該
当する事件を参照)

21 吹田市におけるマンション工事による騒音・振動被害責任裁定申請事件 (平成23年(セ)第3号事件)

(1) 事件の概要

平成23年4月21日、大阪府吹田市の住民8人から、マンション分譲会社4社及び建設会社1社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人らが施工した団地解体工事及びマンション建設工事から発生する騒音・振動により、申請人らは家屋の損傷や肉体的・精神的苦痛を受けたとして、被申請人らに対し、申請人各自に損害賠償金330万円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の現地審問期日を開催するとともに、申請人本人尋問を実施するなど、手続を進めた結果、平成24年6月11日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終了した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成23年(セ)第3号

吹田市におけるマンション工事による騒音・振動被害責任裁定申請事件

裁 定
(当事者の表示省略)

主 文

申請人らの本件申請をいずれも棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人ら

被申請人らは、連帯して、申請人ら各自に対し、330万円を支払え、との裁定を求める。

2 被申請人ら

(1) 本案前の答弁

申請人らの本件申請をいずれも却下する、との裁定を求める。

(2) 本案の答弁

申請人らの本件申請をいずれも棄却する、との裁定を求める。

第2 事案の概要

本件は、申請人らが、申請人ら宅の近隣で行われた集合住宅の解体工事及びマンションの建設工事に伴う騒音及び振動により、肉体的・精神的苦痛等を受けたとして、同工事の施工業者である被申請人A株式会社(以下「被申請人A」という。)に対しては、民法709条に基づき、同工事の注文者である被申請人B株式会社、同C株式会社、同D株式会社及び同E株式会社(以下、これら4社を併せて「被申請人発注会社」という。)に対しては、民法716条ただし書に基づき、連帯して、申請人ら各自に対し、330万円の損害賠償を求める事案である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ
<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から、画面左側メニューの「係属事件一覧」
→一番上の「新しい動き・係属紛争事件一覧」の中の「終了した公害紛争事件」と進み、該
当する事件を参照)

22 高槻市におけるエアコン室外機からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件 (平成23年(ゲ)第5号事件)

(1) 事件の概要

平成23年6月16日、大阪府高槻市の住民2人から、不動産会社1社及び賃貸住宅所有者1人を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らが両側感音難聴を発症したほか、不眠症、長期間の睡眠妨害による精神的・肉体的苦痛を受けたのは、被申請人らの管理・所有する賃貸住宅に設置されたエアコン室外機から発生する騒音及び低周波によるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、公害紛争処理法第42条の27第2項の規定に基づき、大阪府公害審査会に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、その後、直ちに裁定委員会を設け、1回の現地審問期日を開催するとともに、平成23年11月28日、騒音及び低周波音と健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

23 原子力発電設備からの排出物質に係る大気汚染等による生活環境被害責任裁定申請事件 (平成23年(セ)第6号事件)

(1) 事件の概要

平成23年6月21日、東京都練馬区の住民1人から、電力会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。東日本大震災による原子力発電所の設備の損壊により、申請人は特別区において、大気等からの放射線被曝を低減等するため、マスクの着用、浄水器の使用、重要な財産の住居外への移動及び3日にわたる避難を余儀なくされ、また、精神的苦痛を受け、健康に係る身体上の利益を侵害されたとして、被申請人に対し、損害賠償金12万7,419円等の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設けるとともに、平成23年7月28日、平成23年(ゲ)第6号を併合し、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、平成24年6月22日、本件申請を一部却下、一部棄却するとの裁定を行い、本事件は終了した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成23年(セ)第6号

原子力発電設備からの排出物質に係る大気汚染等による生活環境被害責任裁定申請事件（以下「本件責任裁定申請」という。）

公調委平成23年(ゲ)第6号

原子力発電設備からの排出物質に係る大気汚染等による生活環境被害原因裁定申請事件（以下「本件原因裁定申請」という。）

裁 定
(当事者の表示省略)
主 文

1 本件責任裁定申請について

- (1) 本件責任裁定申請のうち、被申請人に対し、A原子力発電所外への放射性物質の排出を禁ずることを求める部分、並びに、東京都特別区における大気等及び申請人の身体中の放射性物質を除去することを求める部分を、いずれも却下する。
- (2) 申請人のその余の本件責任裁定申請を棄却する。

2 本件原因裁定申請について

本件原因裁定申請を棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

(1) 本件責任裁定申請

被申請人は、

ア 申請人に対し、12万7419円、及び平成23年6月22日から東京都特別区において同年3月10日に観測された放射線量（吸収線量率、線量当量率）を超える放射線量が連続して1年間観測されず、かつ、東京都特別区における大気、降下物（塵、雨）、海水、水道水、土壌、汚泥、焼却灰、動植物、食品及び母乳並びに申請人の身体から放射性物質がいずれも連続して1年間検出されなかった日から起算して1年前の日まで、1日当たり1円の割合による金員、並びに、これらに対する同年3月11日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え、

イ A原子力発電所外に放射性物質を排出してはならない、

ウ 東京都特別区における大気、降下物（塵、雨）、海水、水道水、土壌、汚泥、焼却灰、動植物及び食品並びに申請人の身体中に存するすべての放射性物質を除去せよ、との責任裁定を求める。

(2) 本件原因裁定申請

申請人が居住及び生活する東京都特別区における平成23年3月11日以降の大気中の空間放射線量（吸収線量率、線量当量率）の上昇（ただし、自然放射線量を除く。）、並びに、大気、降下物（塵、雨）、海水、水道水、土壌、汚泥、焼却灰、動植物、食品、母乳及び申請人の身体からの放射性物質の各検出並びに申請人の同日以降の放射線被ばく（放射性物質の体内への摂取及びこれによる内部被ばくを含む。）は、いずれも、被申請人が開設したA原子力発電所における原子炉の運転並びにこれに付随してする核燃料物質及び使用済燃料の貯蔵に際して排出された核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）による、との原因裁定を求める。

2 被申請人

(1) 本件責任裁定申請

ア 本案前の答弁

本件責任裁定申請のうち、裁定を求める事項イ及びウの各申請をいずれも却下する、との裁定を求める。

イ 本案の答弁

本件責任裁定申請をいずれも棄却する、との裁定を求める。

(2) 本件原因裁定申請

本件原因裁定申請を棄却する、との裁定を求める。

第2 事案の概要

本件責任裁定申請は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（以下「本件地震」という。）及びこれに伴う津波の影響で、被申請人が設置・運転するA原子力発電所（以下「A原発」という。）の設備が損壊し、放射性物質が放出されたこと（以下「本件事故」という。）に関し、東京都練馬区に居住する申請人が、本件事故により自主的避難等の費用負担を余儀なくされたほか、精神的損害を被ったと主張して、主的に、原子力損害の賠償に関する法律（以下「原賠法」という。）3条1項本文に基づき、予備的に、民法709条、710条に基づき、被申請人に対し、財産的損害合計12万7316円及び本件事故発生の日から1日当たり1円の割合による慰謝料の支払を求めるとともに（一部請求）、人格権、環境権及び物権的請求権に基づき、A原発外への放射性物質の排出を禁ずること、並びに、東京都特別区における大気等の生活環境及び申請人の身体中のすべての放射性物質を除去することを求める事案である。

本件原因裁定申請は、申請人が、被申請人との間で、その生活環境における放射線量の上昇や、環境の構成要素及び申請人の身体からの放射性物質の検出、申請人自身の放射線被ばくが、A原発における原子炉の運転並びにこれに付随してする核燃料物質及び使用済核燃料の貯蔵に際して排出された核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物に起因するものであることの原因裁定を求める事案である。

（以下省略）

（裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から、画面左側メニューの「係属事件一覧」→一番上の「新しい動き・係属紛争事件一覧」の中の「終結した公害紛争事件」と進み、該当する事件を参照）

24 原子力発電設備からの排出物質に係る大気汚染等による生活環境被害原因裁定申請事件（平成23年（ゲ）第6号事件）

(1) 事件の概要

平成23年6月21日、東京都練馬区の住民1人から、電力会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。特別区における大気等からの放射性物質の検出及び申請人が受けた放射線被曝は、いずれも被申請人が開設した原子力発電所における原子炉の運転等に際して排出された核燃料物質等の大気汚染によるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設けるとともに、平成23年7月28日、平成23年（セ）第6号事件に併合し、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、平成24年6月22日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、平成23年（セ）第6号事件のとおりである。

25 港区におけるビル換気用設備からの騒音による慰謝料責任裁定申請事件（平成23年（セ）第7号事件）

(1) 事件の概要

平成23年7月14日、東京都港区の住民1人から、土地信託会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人の管理する建物内地下室にある換気・排気用ダクトモーターから発生する騒音により、申請人はストレスを8年間受け続け、平穏な生活ができず、居住に不適切な環境におかれたとして、被申請人に対し、損害賠償金100万円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、事務局による現地調査を実施するなど、手続を進めた結果、平成24年4月6日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成23年（七）第7号

港区におけるビル換気用設備からの騒音による慰謝料責任裁定申請事件

裁 定
(当事者の表示省略)
主 文
本件裁定申請を棄却する。
事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

被申請人は、申請人に対し、100万円を支払え、との裁定を求める。

2 被申請人

本件裁定申請を棄却する、との裁定を求める。

第2 事案の概要

本件は、東京都港区内のマンションに居住する申請人が、隣接する被申請人が所有していたオフィスビルからの騒音により精神的苦痛を受けたと主張して、被申請人に対し、民法709及び710条に基づき、慰謝料100万円の支払を求める事案である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から、画面左側メニューの「係属事件一覧」→一番上の「新しい動き・係属紛争事件一覧」の中の「終結した公害紛争事件」と進み、該当する事件を参照)

26 八潮市における道路工事等による振動被害等責任裁定申請事件

(平成23年（七）第8号事件)

(1) 事件の概要

平成23年7月22日、埼玉県八潮市の住民1人から、埼玉県及び建設会社3社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人らが施工した県道工事による振動及び

地下水汲上げにより、申請人家屋が損壊する被害及び肉体的・精神的苦痛を受けたとして、被申請人らに対し、損害賠償金2,160万円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、3回の審問期日を開催するとともに、申請人本人及び参考人尋問を実施するなど、手続を進めた結果、平成24年11月1日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成23年（セ）第8号

八潮市における道路工事等による振動被害等責任裁定申請事件

裁 定

(当事者の表示省略)

主 文

申請人の本件裁定申請をいずれも棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

被申請人らは、申請人に対し、連帯して金2160万円を支払え。

2 被申請人ら

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、被申請人埼玉県を注文者とし、被申請人B株式会社、被申請人D株式会社及び被申請人G株式会社を各施工者とする複数の道路工事等が実施されたところ、それらの道路工事等からの振動等により申請人宅が損傷する等の被害を受けたとして、申請人が被申請人らに対し、連帯して、損害賠償を求める事案である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から、画面左側メニューの「係属事件一覧」→一番上の「新しい動き・係属紛争事件一覧」の中の「終結した公害紛争事件」と進み、該当する事件を参照)

27 名古屋市における鉄道等からの騒音被害責任裁定申請事件

(平成23年（セ）第9号事件)

(1) 事件の概要

平成23年7月22日、愛知県名古屋市の住民4人から、名古屋市、道路公社1社及び鉄道会社3社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らの経営又は勤務するガソリンスタンドの近くで、被申請人らが管理等を行う市道と鉄道線路の鉄橋、高速道路高架により、鉄道騒音等が増幅されることにより、申請人らは、列車が走行するたびに異常な騒音、振動に悩まされ、頭痛、めまい、睡眠障害などによる精神的苦痛を受けているとして、被申請人らに対し、連帯して、申請人1人当たり損害賠償金500万円等の支払を求める

ものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の現地審問期日を開催するとともに、平成24年1月20日、鉄道及び道路からの騒音、振動に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

28 加須市における地下水汲上げによる地盤沈下被害原因裁定嘱託事件

(平成23年(ゲ)第7号事件)

(1) 事件の概要

平成23年9月7日、公害紛争処理法第42条の32第1項に基づき、さいたま地方裁判所から、原因裁定を求める嘱託があった。

嘱託事項は以下のとおりである。埼玉県加須市の住民1人(原告)が所有する土地の地盤沈下及び地上建物の柱・床・塀の傾斜、外壁・内壁・土間・塀等に亀裂が生じたのは、同市住民2人(被告ら)が、昭和52年頃以降において、原告所有地の境界線から110cmの地点に設置した井戸から地下水をくみ上げたことによるものであるかどうかについて、原因裁定を求めるというものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本嘱託受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、平成23年12月15日及び平成24年12月10日、地下水の汲上げと地盤沈下との間の因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員2人を選任したほか、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

29 富士市における医療施設等からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件

(平成23年(ゲ)第8号事件)

(1) 事件の概要

平成23年9月20日、静岡県富士市の住民2人から、医療施設運営会社及び医療法人を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らが被った自律神経失調症、動悸、めまい、不眠症等の症状は、被申請人らが開設した医療施設の空調室外機、排気ダクト、ボンベ等から発生する騒音・低周波音によるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、平成23年12月12日、医療施設等から発生する騒音及び低周波音と健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査を実施するなど、手続を進めた結果、平成25年3月11日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成23年(ゲ)第8号

富士市における医療施設等からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件

裁 定

(当事者の表示省略)

主 文

申請人らの本件裁定申請をいずれも棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人ら

申請人らが被った自律神経失調症・動悸・めまい・不眠症状等は、被申請人らが開設した病院等の空調室外機、排気ダクト、ポンベ等から発生する低周波音・騒音による、との裁定を求める。

2 被申請人ら

主文と同旨

第2 事案の概要

本件は、申請人らが、被申請人らが経営する医療施設の設備から発生する騒音・低周波音によって自律神経失調症等の健康被害を受けたと主張して、その因果関係に関する原因裁定を求める事案である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から、画面左側メニューの「係属事件一覧」→一番上の「新しい動き・係属紛争事件一覧」の中の「終結した公害紛争事件」と進み、該当する事件を参照)

30 茅ヶ崎市における小売店舗からの騒音・低周波音による慰謝料等責任裁定申請事件

(平成23年(セ)第10号事件)

(1) 事件の概要

平成23年9月29日、神奈川県茅ヶ崎市の住民1人から、スーパーマーケット経営会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人宅に隣接する被申請人経営のスーパーマーケットに設置されたコンプレッサー等の機器から発生する騒音及び低周波音、並びに商品搬入のカーターの音、冷蔵庫の開け閉めの音、人の声、荷さばきの音等により、健康障害及び精神的苦痛を受けたとして、被申請人に対し、損害賠償金432万7,800円等の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、平成24年1月10日、騒音及び低周波音に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査を実施するなど、手続を進めている。

31 鹿児島県馬毛島における開発工事による漁業被害原因裁定申請事件

(平成23年(ゲ)第9号事件)

(1) 事件の概要

平成23年11月29日、鹿児島県西之表市の住民13人から、土地開発会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らが沿岸漁業を営んでいる馬毛島周辺の海域において、トコブシ、アサヒガニ等海産物の漁獲量が減少し、漁業被害を受けたのは、被申請人が施工している飛行場建設工事において森林伐採を行った結果、土砂が周辺海域に流れ込み海洋汚染を生じたことによるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

32 栃木県野木町における土壌汚染財産被害責任裁定申請事件

(平成23年(セ)第11号事件)

(1) 事件の概要

平成23年11月30日、栃木県野木町の住民1人から、不動産会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人が、被申請人からマンションを購入し、居住したところ、敷地内に産業廃棄物が埋設されていたことから、土地が隆起し、強度の悪臭、薬品臭がするなど、土壌汚染により不安な毎日を送っており、こうした事実を知らされていれば購入しなかったとして、被申請人に対し、損害賠償金3,757万6,000円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めたが、平成24年10月22日、本件裁定申請は、不適法で、その欠陥を補正することができないとして、申請を却下する決定をし、本事件は終結した。

33 岐阜県笠松町における騒音等による財産被害等責任裁定申請事件

(平成23年(セ)第12号事件)

(1) 事件の概要

平成23年12月8日、岐阜県笠松町の住民1人から、岐阜県、食品会社4社及び惣菜製造事業協同組合を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人4社が共同で設立し、被申請人岐阜県が設立の承認及び融資をした協同組合が操業している惣菜製造工場から発生する騒音及び悪臭により、申請人は生活が困難となり転居を余儀なくされたほか、肉体的、精神的苦痛を受けたとして、被申請人らに対し、損害賠償金3,782万4,895円等の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、平成24年6月29日及び同年9月10日、騒音及び臭気に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員2人を選任したほか、事務局による現地調査を実施するなど、手続を進めている。

34 福岡県寺内ダム下流域における養殖のり被害原因裁定申請事件

(平成23年(ゲ)第10号事件)

(1) 事件の概要

平成23年12月20日、福岡県朝倉市の川海苔製造販売会社2社から、独立行政法人水資源機構を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らが黄金川で養殖を行っているスイゼンジノリの生産量の減少及び質の悪化は、被申請人が寺内ダム建設事業によって行った工事等により、河川の水量が減少したために富栄養化が進み水質が悪化したこと、水量不足を補うためにくみ上げられた地下水の水質が変化したことによるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の現地審問期日を開催するとともに、平成24年6月25日、寺内ダム建設工事及びその後の管理と河川の水質悪化及び地下水の水質変化との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

35 甲州市における工場からの騒音・低周波音による健康被害責任裁定申請事件

(平成23年(セ)第13号事件)

(1) 事件の概要

平成23年12月27日、山梨県甲州市の住民1人から、清涼飲料水製造会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人宅に隣接するミネラルウォーター製造工場から発生する騒音・低周波音により、申請人は頭痛、耳鳴り等の健康被害を受けており、また、勤務先を相当日数欠勤せざるを得なかったとして、被申請人に対し、損害賠償金21万5,270円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、公害紛争処理法第42条の12第3項の規定に基づき、山梨県知事に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、事務局による現地調査を実施するなど、手続を進めている。

36 沼津市における工場からの騒音・振動被害原因裁定申請事件

(平成23年(ゲ)第11号事件)

(1) 事件の概要

平成23年12月27日、静岡県沼津市の住民1人から、建設会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人が長年騒音・振動に苦しめられてきたのは、被申請人が、遮蔽物のない加工場において建築部材の加工作業等を行い、切削・打撃音、加工部材の積み下ろし等による騒音・振動を発生させてきたことによるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めたが、平成24年7月31日、申請人から都合により申請を取り下げる旨の申出があり、本事件は終結した。

37 安来市における宅地造成工事による地盤沈下被害原因裁定申請事件

(平成24年(ゲ)第1号事件)

(1) 事件の概要

平成24年1月23日、島根県安来市の住民1人から、建設会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人所有の建物が浮き上がり、破損したのは、被申請人が隣接地の宅地造成を行った際、盛土等の圧力により造成土砂を地盤沈下させたことに伴う土圧、水圧によるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、平成24年6月7日及び同月29日、宅地造成工事と申請人所有の建物の破損等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員2人を選任したほか、事務局による現地調査、申請人本人及び参考人尋問を実施するなど、手続を進めている。

38 刈谷市における産業廃棄物処理施設からの振動・騒音被害責任裁定申請事件

(平成24年(セ)第1号事件)

(1) 事件の概要

平成24年2月1日、ガソリンスタンド等を営む会社1社と愛知県日進市の住民1人から、廃棄物処理業者を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人会社の隣地にある被申請人の工場の操業に伴う、リフトやユンボなどによる作業で発生する振動・騒音により、申請人会社の倉庫の壁等に亀裂が入ったほか、申請人個人が受忍限度を超える振動・騒音のため精神的苦痛を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金合計1,779万5,757円等の

支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、公害紛争処理法第42条の12第3項の規定に基づき、愛知県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、事務局による現地調査、申請人本人尋問を実施するなど、手続を進めている。

39 大田区におけるビル解体工事による騒音被害等責任裁定申請事件

(平成24年(セ)第2号事件・平成24年(調)第5号事件)

(1) 事件の概要

平成24年2月15日、東京都大田区の住民1人から、不動産会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が発注したビル解体工事による騒音、振動、粉じんにより、申請人は精神的苦痛を受けたとして、被申請人に対し、損害賠償金10万円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、平成24年4月26日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し(平成24年(調)第5号事件)、裁定委員会が自ら処理することとした。同年5月18日、第1回調停期日において、裁定委員会から調停案を提示したところ、当事者双方はこれを受諾して調停が成立し、責任裁定申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終了した。

40 野田市における廃棄物処理施設からの大気汚染等による健康被害原因裁定申請事件

(平成24年(ゲ)第3号事件・平成25年(ゲ)第5号事件)

(1) 事件の概要

平成24年3月7日、千葉県野田市の住民3人から、産業廃棄物処理業者を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らがめまい、吐き気、舌のしびれ等の健康被害を受けたのは、被申請人が操業をする産業廃棄物処理施設の操業に伴って排出された化学物資によるものである、との原因裁定を求めるものである。

その後、平成25年3月11日、同一原因による被害を主張する住民20人から参加の申立てがあり、裁定委員会は、同年3月25日、これを許可(平成25年(ゲ)第5号事件)した。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を

開催するとともに、平成25年2月1日、当該施設から排出された化学物質と健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員2人を選任するなど、手続を進めている。

41 神栖市におけるビル解体工事等による振動被害原因裁定申請事件

(平成24年(ゲ)第4号事件・平成24年(調)第7号事件)

(1) 事件の概要

平成24年3月8日、茨城県神栖市の住民1人から、建物解体会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人の家屋に亀裂、隙間が生じたり、アンテナ線が脱落したのは、被申請人が施工したビル及びアスファルト解体工事並びに撤去作業によるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、平成24年11月28日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し(平成24年(調)第7号事件)、裁定委員会が自ら処理することとした。同年12月19日、第1回調停期日において、裁定委員会から調停案を提示したところ、当事者双方はこれを受諾して調停が成立し、原因裁定申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終了した。

42 武蔵野市における騒音・低周波音被害原因裁定申請事件

(平成24年(ゲ)第5号事件)

(1) 事件の概要

平成24年4月4日、東京都武蔵野市の住民1人から、医療法人を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じている騒音被害は、被申請人の病院が排出する屋上大型空調室外機チラー及び3階空調室外機から発生する低周波騒音等によるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、平成24年9月24日、騒音及び低周波音と騒音被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査を実施するなど、手続を進めている。

43 江東区におけるマンション工事による騒音・振動・低周波音被害責任裁定申請事件

(平成24年(セ)第3・5号事件)

(1) 事件の概要

平成24年4月20日、東京都江東区の住民1人から、不動産会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が発注したマンション建設現場を発生源とする騒音、振動、低周波音により、申請人は肉体的、精神的苦痛を受けたとして、被申請人に対し、損害賠償金492万円の支払いを求めるものである。

同年7月6日、同一原因による被害を主張する住民4人から参加の申立てがあり、裁定委員会は、同年8月8日、これを許可（平成24年（セ）第5号事件）した。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

**44 岩国市におけるポンプ場建設工事による騒音・振動・地盤沈下被害責任裁定申請事件
（平成24年（セ）第4号事件）****(1) 事件の概要**

平成24年6月15日、山口県岩国市の住民1人から、岩国市を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が行ったポンプ場の建て替えにおいて、不適切な方法で行った工事がもとで発生した騒音・振動、地盤沈下により、申請人所有の貸家に被害が発生し、建物の借家人が退去して家賃収入が得られなくなった。また、振動や騒音が止まない家屋に生活していた申請人の夫が心筋梗塞により亡くなった。このため、家賃損害、貸家の建て替え及び地盤沈下の修正の費用、申請人の夫の慰謝料等として、被申請人に対し、損害賠償金6,740万2,000円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

**45 京都市における体育施設からの騒音による健康被害原因裁定申請事件
（平成24年（ゲ）第6号事件）****(1) 事件の概要**

平成24年6月19日、京都府京都市の住民2人から、体育施設運営法人を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人1人の不眠・不安・抑うつ気分・耳鳴り等のストレス反応（適応障害）は、被申請人が運営している体育施設（プール施設を含む）の機械・音楽騒音、コーチ・会員が発生させる騒音（大声、物・人の衝撃音、その他轟音）によるものである、との原因裁定を求めるものである。

なお、同年7月24日、申請人らのうち1人から申請を取り下げる旨の申出があった。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、現地調査を実施す

るなど、手続を進めている。

46 品川区における鉄道騒音被害責任裁定申請事件

(平成24年(セ)第6号事件)

(1) 事件の概要

平成24年8月13日、東京都品川区の住民1人から、鉄道会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、被申請人が運行する列車から発生する騒音により、高血圧・耳鳴り・不眠等を発症し、また、電話の使用等がままならないため窓を開放することが困難である。このため、窓を開放したい季節にも閉め切らざるを得ない期間のエアコンの電気代金、並びに騒音が改善されない場合の防音ドア及び防音窓工事代金として、被申請人に対し、損害賠償金合計879万7,500円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、事務局による現地調査を実施するなど、手続を進めている。

47 大田区における鉄道工事からの振動等による財産被害等責任裁定申請事件

(平成24年(セ)第7号事件)

(1) 事件の概要

平成24年8月31日、東京都大田区の機械製造会社1社から、鉄道会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、被申請人が行っている鉄道高架工事から発生する振動等により、申請人事業所及び事業所備品が破損し、営業損害、並びに健康被害及び精神的被害が発生したとして、被申請人に対し、損害賠償金合計1億円の支払を求めるものである。

同年9月10日、健康被害及び精神的被害については、申請を取り下げる旨の申出があった(請求金額は8,960万円に縮減)。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、平成25年3月11日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成24年(セ)第7号

大田区における鉄道工事からの振動等による財産被害等責任裁定申請事件

裁 定
(当事者の表示省略)

主 文
申請人の本件裁定申請を棄却する。
事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

被申請人は、申請人に対し、8960万円を支払え、との裁定を求める。

2 被申請人

申請人の申請を棄却する、との裁定を求める。

第2 事案の概要

本件は、申請人が、その事業所付近で実施されている鉄道・道路の連続立体交差事業の工事振動等により、営業用の設備等に損傷や不具合が発生したと主張して、被申請人に対し、不法行為に基づき、8960万円の損害賠償を求めている事案である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ <http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から、画面左側メニューの「係属事件一覧」→一番上の「新しい動き・係属紛争事件一覧」の中の「終結した公害紛争事件」と進み、該当する事件を参照)

48 福津市における下水道処理施設建設工事からの騒音・振動等による財産被害等責任裁定申請事件

(平成24年(セ)第8号事件)

(1) 事件の概要

平成24年9月20日、福岡県志免町の住民1人から、福津市及び地方共同法人日本下水道事業団を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、被申請人らの行った下水道処理施設建設工事から発生する騒音、振動等により、隣接する申請人の借り店舗の事業の売上げが減少する損害を受けたほか、血圧の上昇、動悸等の健康被害を受けたとして、被申請人に対し、損害賠償金合計1,140万円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

49 千葉市における地盤沈下被害原因裁定申請事件

(平成24年(ゲ)第7号事件)

(1) 事件の概要

平成24年10月25日、千葉県千葉市の住民3人から、千葉県を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。平成23年3月11日の東日本大震災の際、申請人らの住宅は液状化被害により全壊(宅盤、住宅の陥没・傾斜)したが、この被害は、付近の住宅よりも格段に大きかった。その理由は、千葉県企業庁が実施した公有水面

埋立て後の後養生不備（申請人らの住宅前道路下の埋立て土に軟弱部分が放置された）によるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

50 栃木県壬生町における地盤沈下被害原因裁定申請事件

（平成24年（ゲ）第8号事件）

(1) 事件の概要

平成24年10月26日、栃木県壬生町の住民2人から、クリーニング店経営者を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らの家屋及び物置に歪み、亀裂、床の傾きが生じているのは、隣接する被申請人の経営するクリーニング店の洗濯工場が、長期にわたり大量の地下水をくみ上げていることによって発生した地盤沈下によるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

51 大東市における工場からの排出物質に係る大気汚染等による財産被害等責任裁定申請事件

（平成25年（セ）第1号事件）

(1) 事件の概要

平成25年1月9日、大阪府大東市の住民14人から、金属加工会社を相手方（被申請人）として、責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。自宅のアルミサッシの被膜が剥がれるなどの申請人らの財産的被害等は、被申請人の工場から排出される硝酸等を含んだ有害なガスによるものであるとして、被申請人に対し、損害賠償金合計5,992万2,000円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設けるとともに、平成25年1月29日、平成25年（ゲ）第1号を併合し、手続を進めている。

52 大東市における工場からの排出物質に係る大気汚染等による財産被害等原因裁定申請事件

（平成25年（ゲ）第1号事件）

(1) 事件の概要

平成25年1月9日、大阪府大東市の住民14人から、金属加工会社を相手方（被申請人）として、原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。自宅のアルミサッシの被膜が剥がれるなどの申請人らの財産的被害及び喘息等の申請人ら及びその家族らの健康被害等は、被申請人の工場から排出される硝酸等を含んだ有害なガスによるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設けるとともに、平成25年1月29日、平成25年（セ）第1号に併合し、手続を進めている。

53 小平市における騒音による健康被害責任裁定申請事件

（平成25年（セ）第2号事件）

(1) 事件の概要

平成25年1月22日、東京都西東京市の住民1人から、歯科医院経営者を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人が経営する小売店の上階の被申請人が経営する歯科医院から、ドアの開閉音等の騒音が響いてくるため、申請人は、そのストレスにより耳鳴りが発生し、身体的・精神的苦痛を受けたとして、被申請人に対し、損害賠償金70万円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めたが、平成25年3月22日、申請人から都合により申請を取り下げる旨の申出があり、本事件は終結した。

54 尼崎市における振動等による財産被害責任裁定申請事件

（平成25年（セ）第3号事件）

(1) 事件の概要

平成25年1月28日、兵庫県尼崎市の法人1社から、尼崎市、建設会社及びコンサルタント会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、①被申請人市が発注し被申請人建設会社が行った河川改修工事により、申請人の敷地内に地割れ、陥没等が発生し、建物が傾くなどの被害が生じ、補修が必要となった、②被申請人コンサルタント会社の行った工事の事前、事後の家屋調査は、公平さを欠いたものであったため、業者2社に調査のやり直しを依頼しなければならなかった、③被害が生じてから速やかに被申請人市が対処しなかったため、弁護士や建築家に相談するなどの費用が生じたとして、①について被申請人市と被申請人建設会社に対し、連帯して損害賠償金合計190万円、②について被申請人コンサルタント会社に対し、同11万円、③について被申請人市に対し、同32万円の支払をそれぞれ求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、公害紛争処理法第42条の12第3項の規定に基

づき、兵庫県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

55 燕市における振動等による財産被害等責任裁定申請事件

(平成25年(セ)第4号事件)

(1) 事件の概要

平成25年2月4日、新潟県燕市の住民1人から、新潟県、建設会社2社及び燕市を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人県が発注し被申請人会社Aが行った護岸工事の振動により申請人所有の工場、自宅にひび割れが生じ、後に、被申請人市が発注し被申請人会社Bが行った護岸工事と道路工事の振動により、ひび割れの拡大、地盤沈下等の被害が生じ、また、申請人は工事の振動により精神的苦痛も受けたとして、被申請人らに対し、連帯して損害賠償金合計1億2,633万1,947円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

56 静岡市における廃棄物処理施設からの排出物質による健康被害原因裁定申請事件

(平成25年(ゲ)第2号事件)

(1) 事件の概要

平成25年2月14日、静岡県静岡市の住民1人から、静岡市を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人が在住する町内の住民の発癌率の増加は、廃棄物処理業者が起こした火災事故で流出した多量の廃油、廃塗料による地下水の汚染を、被申請人が認識しながらもこれを放置したことによるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

57 七尾市における低周波音による健康被害原因裁定嘱託事件

(平成25年(ゲ)第3号事件)

(1) 事件の概要

平成25年2月19日、公害紛争処理法第42条の32第1項に基づき、金沢地方裁判所七尾支部から、原因裁定を求める嘱託があった。

嘱託事項は以下のとおりである。石川県七尾市の住民3人(原告ら)ら方に隣接する、①撚糸工場操業者(被告)の工場に設置された撚糸機械2台から低周波音が発生

しているかどうか及び発生した低周波音が原告ら方に到達しているかどうか、②上記①が認められた場合に、原告らに生じた心身の障害が、被告の工場に設置された燃糸機械2台から発生した低周波音によるものであるかどうかについて、原因裁定を求めるといものである。

なお、被告の工場の燃糸機械を製造した会社が、補助参加している。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本囑託受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

58 秦野市における道路騒音・振動による財産被害等責任裁定申請事件

(平成25年(セ)第5号事件)

(1) 事件の概要

平成25年2月21日、神奈川県秦野市の住民1人から、秦野市を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人は、下水道工事を行った際、工事で発生する騒音・振動を考慮せず、通行車両を全面開放としたため、騒音・振動を発生させ、工事終了後も、施工不良により工事箇所付近で道路騒音・振動を発生させた。申請人は、被申請人が発生させた道路振動により、申請人の家屋の基礎部分に生じた重大な損傷の補修を行ったり、肉体的・精神的苦痛を受けたなどとして、被申請人に対し、損害賠償金500万円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

59 仙台市における土壌汚染・水質汚濁被害原因裁定申請事件

(平成25年(ゲ)第4号事件)

(1) 事件の概要

平成25年2月22日、東京都千代田区の石油販売会社から、同社給油所跡地近傍地の所有権者3人を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人が行っていた給油所における事業活動及び給油所の解体工事と、被申請人ら土地の土壌汚染及び地下水の水質汚濁との因果関係は存しない、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

60 小平市における騒音による健康被害責任裁定申請事件

(平成25年(セ)第6号事件)

(1) 事件の概要

平成25年3月22日、東京都西東京市の住民1人から、医療法人を相手方(被申請

人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人が経営する小売店の上階の被申請人が経営する歯科医院から、ドアの開閉音等の騒音が響いてくるため、申請人は、そのストレスにより耳鳴りが発生し、身体的・精神的苦痛を受けたとして、被申請人に対し、損害賠償金70万円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

61 海老名市における解体工事による振動被害責任裁定申請事件

(平成25年(セ)第7号事件)

(1) 事件の概要

平成25年3月25日、神奈川県海老名市の住民1人から、建設会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人は、学校解体工事において発生させた振動規制法に著しく違反した工事振動により、申請人宅に亀裂、床の傾斜等の被害を生じさせ、また、申請人の主張する被害を認めようとせず、交渉を引き延ばすなどの交渉態度をとり、申請人は著しい精神的苦痛を受け、多大な交渉労務を強いられたとして、被申請人に対し、損害賠償金2,176万円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

第3節 平成24年度に係属した義務履行勧告事件

平成24年度に公害等調整委員会に係属した義務履行勧告事件は、新たに受け付けた1件であり、平成24年度に終結した。(表1-2-1)。

1 上尾市における騒音・低周波音被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件

(平成24年(リ)第1号事件)

(1) 事件の概要

上尾市における騒音・低周波音被害職権調停事件は、埼玉県上尾市の住民2人が、隣接の理・美容院経営会社らを相手方(被申請人)とし、平成9年2月ごろに建築した被申請人らの社屋及びその敷地内に設置されたエアコンの室外機等から生じる騒音及び低周波音並びに被申請人ら従業員の話し声や車のエンジン音などにより、強い不快感や不眠症に悩まされるなど、日常生活に多大な支障を被り、そのために多大な心痛や身体的苦痛を受けているとして損害賠償を求めた責任裁定申請事件(平成18年(セ)第3号事件)について、職権で調停に付し(平成22年(調)第1号事件)、平成23年9月15日、調停が成立した事件である。

平成24年5月29日、前記調停事件の申請人らから、調停条項に係る義務履行の勧告を求める申出があった。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申出受付後、直ちに主任委員を任命し、平成24年8月2日、事務局による履行状況の確認を行うなど、手続を進めたが、平成24年8月16日、申出人らから都合により取り下げる旨の申出があり、本事件は終結した。